

唐鈔本唐令の一遺文(二)

那 波 利 貞

七

私は此等の斷簡の遺文が決して現存の『大唐六典』の唐代寫本の零墨に非ざることを屢々指摘したると共に、其の内容が『大唐六典』の東宮王府の條に酷似するを謂つた。而して既に述ぶる通り、後に紹介せむとする『第五斷簡』と合せて合計五片の殘簡は、其の内容の脈絡もなく、順序混亂して糊もて叨に連ねられてあるから、先づ私の考定した通りの順序に排置すべきものであらうが、嚴密に謂へばたとひ其の筆致、其の紙質が同一なりとて、必しも之が元來一卷のものであつたか否やは不明なのであり、『第壹斷簡』より『第四斷簡』までの四片が同卷のものであつても『第五斷簡』が必しも同卷のものでありしか否やこれ亦明でない。故に此の五斷簡を一卷のものとして見て容易に判定を下さむは早計の毀を免れず、學術的立脚地よりすれば、如何しても各斷簡につきて別個的に嚴密なる研究を加へ、其の結果を綜合して結論を與へなければならぬ。研究の結果は或は二種類以上の殘簡が混合して居ると謂ふ虞があるかも知れぬ。仍つて私は科學的研究を爲さむとする立脚地より、順次各斷簡所見の官名其の他を

研究して、此の遺文所見の官制が大體何代頃のものなるかを考察したい。

却説此の遺文には説明的草子地の文無き爲、比較研究上の要處となるべきものは自然官職名のみである。而して官職名にはそれ／＼その創置改廢の沿革があれば、其の沿革を討ぬれば以て此の遺文所見の職員令の實施せられたる時代は推定し得られると思ふ。以下之に就きて其の主要なるものを考へる。

司經局。第一斷は『大唐六典』卷二十六、『新唐書』百官志第三十九上等にそれ／＼司經局とあるが、其の沿革を討ぬれば實に隋代以來のものである。唐の杜佑の『通典』卷三十、職官十二、太子庶子の條に據れば

北齊典經坊。洗馬二人、隋曰司經局。置洗馬四人。煬帝減二人。大唐司經局。洗馬二人。龍朔二年改洗馬爲司經大夫。三年改司經局爲桂坊。

とあり、宋の王溥の『唐會要』卷六十七、左春坊の條には

司經局 龍朔二年二月九日改爲桂坊。罷隸左春坊。管崇賢館。仍置太子文學四員。司直三員。咸亨年改爲司經局。仍依舊隸左春坊。其崇賢館及司直並依舊。

とあれば、司經局なる名稱の存在は隋代より唐の高宗の龍朔二年(西曆六六二年)二月迄か或は龍朔三年(西曆六六三年)迄かと、高宗の咸亨(西曆六七〇—同六七三年)年間以後かである。然れば司經局

の名稱のみより觀れば、此の遺文の官制は隋制か、唐初より龍朔二年三年頃迄の唐制か、咸亨以後の唐制かの三者の中の一であらねばならぬ。洗馬以下の職員は、斷簡にては洗馬、書令史、書史(吏)、校書、正字、典書、裝書生、楷書令史、掌固の九種であるが、『大唐六典』にては洗馬、文學、校書、正字の四種が舉げられ、『新唐書』百官志にては其の他に註記して錄事、書令史、書吏、典書、楷書、掌固、裝潢匠、熟紙匠、筆匠の諸官名が見えて、三者は大體は同じであるが而も少しく異なる所があり、三者の記載が同一官制に基いて記載上に於てのみ繁簡の差を生じたるものとは認め能はぬ。

洗馬第一斷簡所見は『大唐六典』には

隋門下坊司經局。置洗馬四人。從五品下。至大業中減二人、皇朝因之。龍朔二年。改爲太子司經大夫。咸亨元年復舊。

とあり、『通典』所見の前掲の司經局の記事と參照すれば、洗馬の官の存在實施は司經局の名と等しく、隋より唐の高宗の龍朔二年迄か、或は高宗の咸亨元年(西曆六七〇年)以後でなければならぬ。

〔太子文學〕『大唐六典』司經局の條には文學三人正六品なる官あり、これ此の斷簡にては全く見えずるもので、此の遺文の官制の時代を研究する上に於ては肝要なるものである。『大唐六典』にては其の沿革を述べて

魏置太子文學。魏武爲丞相。命司馬宣王爲文學掾。甚爲世子所信。與吳質朱鑠陳羣。號爲太子四

友。自晉之後不置。至後主至德三年。置太子文學十人。復廢。皇朝顯慶中始置。

とあり、『通典』卷三十、太子庶子の條には

文學。漢時郡及王國。並有文學。而東宮無聞。魏武置太子文學。自後並無。至後周建德三年。太子文學十人。後省。龍朔三年置太子文學四員。屬桂坊。桂坊廢而屬司經。開元中定制爲三員。

とある。晉以後一度廢せられたるものが陳の後主の至德三年(西曆五八五年)に復興せられたるか、後周の建德三年(西曆五七四年)に復興せられたるかは、茲にては問題では無く、これが唐初に置かれざりしことすら明とならば宜しいのである。唐代に於ける太子文學の設置は『大唐六典』は高宗の顯慶中(西曆六五六—六六〇年)と爲し、『通典』は龍朔三年(西曆六六三年)と爲し、『唐會要』は前掲の如く龍朔二年(西曆六六二年)と爲す。『新唐書』『舊唐書』の高宗本紀にはこの事見えぬが、『舊唐書』高宗本紀には皇太子代王弘の爲に東宮の官を増置したることを龍朔三年二月に繋けて

龍朔三年……二月……癸巳置太子左右諭德及桂坊大夫等官員。改司經局爲桂坊。

とあれば太子文學も恐らくば此の際設けられたものではあるまいかと考へられる。東宮官の制は此の際餘程改められた様である。然らば唐朝に於ける太子文學の存在は高宗の龍朔三年以後よりこととで、唐の初期には無かりし譯であるから、此の遺文の制の上にて司經局に文學の官無きことのみより觀れば、此の制が龍朔三年以前の唐制なることを知り得られる。但し太子文學の官は隋代にも設けら

れざりし官なれば、理論上は隋代迄も遡るべき筈であるが、之は太子文學の官の有無といふ見地のみより謂ふべき理論上のことで、實際は後に太子中舍人の條にて證明する通り、此の遺文所見の官制は決して隋制たり得る筈が無いので、結局は唐初以後、高宗の龍朔三年迄の間の制と爲るのである。又『大唐六典』の説を採用すれば、顯慶年間以來太子文學の官が存するのであるから、乃ち此の遺文のものは唐初以後顯慶年間に至る迄の間の舊制となる。何れにしても太子文學の官無きことのみより論ずれば唐初より顯慶年間迄か、或は龍朔三年迄のものと推定せられる譯である。

典膳局第一斷所見は『大唐六典』卷二十六、『新唐書』百官志第三十九上にも何れも典膳局とあり、典膳局の名は北齊以來隋唐を通じて變更は無いから考據とするに足らぬが、其の長官なる典膳監の名稱には多少の沿革がある。

典膳監第一斷所見は『大唐六典』も『新唐書』百官志も共に典膳郎と爲つて居る。『大唐六典』卷二十六に據れば

自漢以來。並有太子倉官。北齊門下坊。始別置典膳局。有監丞各二人。監六品下。隋改爲七品下。皇朝因之。龍朔二年改爲太子典膳郎。

とあれば、典膳監の名は北齊以來隋を経て唐初まで繼續して存在し、高宗の龍朔二年(西曆六六二年)以來典膳郎と改められて以て唐末迄及ぶのである。従つて此の遺文の典膳監は龍朔改稱以前の舊

稱で、此の遺文の官制が龍朔二年以前の舊制なることが立證せられる。而して其の時代的最上限度は後の太子中舍人の條にて考證する通り隋以前には及ばないのである。

藥藏局第一斷簡所見は北齊以來隋唐を通じて名稱に變更はない。しかし其の長官の名稱には變遷がある。

藥藏監第一斷簡所見は『大唐六典』も『新唐書』百官志も藥藏郎に爲つて居つて、『大唐六典』卷二十六に

北齊門下坊。領藥藏郎(局カ)。有監丞各二人。正六品下。侍藥四人。正七品下。隋門下坊。領藥藏局。監丞二人。侍藥四人。監正七品下。皇朝改監爲太子藥藏郎。

とあり、『通典』卷三十、太子庶子の條にも

隋如北齊之制。大唐藥藏局。有郎二人。丞二人。郎掌和劑醫藥之事。丞貳之。

とありて、唐にては最初より藥藏郎と稱し、藥藏監は隋代までの名稱の如く記して居るが、之は蓋し誤謬なるべく、後に太子中舍人の條に考證する通り、此の遺文の官制は決して隋制に非ざれば、唐初には隋制の通り藥藏監と稱したる若干の時代の存したることを知るべく以て、『大唐六典』や『通典』の所傳の誤謬を訂正し得ると思ふ。想ふに典膳監、典膳郎の名稱の沿革及び次の内直監、内直郎の名稱の沿革等より類推すれば、藥藏郎と改稱せられたのは顯慶年間か寧ろ龍朔二年であらうと思はれる。

内直局第一斷簡所見は隋代の門下坊に内直局が置かれて以來の名稱にして、唐は之に因りしもの、『大唐六典』卷二十六にも『新唐書』百官志にも内直局である。

内直監第一斷は『大唐六典』卷二十六に

齊職儀。太子有内直兵局内直兵史二人。五品勳位。梁有齊内主璽主衣扶持等局。各置有司。以承其事。陳因之。北齊門下坊。領殿内局。有内直監二人。正六品下。隋門下坊。領内直局。置内直監二人。品同北齊。皇朝因之。職擬尙輦奉御。龍朔二年。改同爲カ太子内直郎。

とあれば北齊、隋代、唐初と何れも内直監と稱し、高宗の龍朔二年以後内直郎と改稱された譯である。『通鑑』卷三十に唐初より内直郎と稱したるものの如き記載を爲せるは誤謬であると謂はなければならぬ。内直監の名稱のみより觀れば、此の遺文の官制は龍朔二年（西曆六六二年）以前のものたることは明確であるが、それ以上何代迄遡り得べきか其の時代的最上限度を知り能はぬが、之は次の太子中舍人の官名より論證すれば、此の内直監の名も藥藏監、典膳監と共に隋以前に遡り得ざる譯で、結局はこれ隋制には非ずして唐初の制なることが立證せられる。

齋帥局第一斷は『大唐六典』卷二十六、『新唐書』百官志第三十九上等には共に典設局に作られ、『大唐六典』にては

南齊有齋居局。齋居庫丞一人。梁有齋内局。各置有司。以承其事。陳因之。北齊門下坊。有齋司局。有太子齋帥司閣帥各二人。太子齋帥。正八品下。隋門下坊領齋帥局。有齋帥四人。正七品下。皇朝因之。龍朔二年改太子齋帥。爲太子典設郎。

とあり、『新唐書』百官志の注にては

龍朔二年。改齋帥局曰典設局。齋帥曰郎。有書令史二人。書吏四人。幕士二百四十五人。掌固十
二人。

とあり、『通典』卷三十、太子庶子の條には

典設郎。南齊置齋居局。齋庫丞一人。梁齋內局。各置有司以丞其事。陳因之。北齊門下坊有齋師
局。有太子齋師內閣師各二人。隋如北齊制。大唐典設局有郎四人。掌凡大祭祀湯沐灑掃鋪陳之事。

とある。『通典』の記載のみより見れば、唐の典設局は唐初より斯く稱したるものゝ如く見ゆるが、
『大唐六典』、『新唐書』百官志に徴すれば齋帥局の名稱は隋代以來のもので唐初も斯く稱し、高宗の龍
朔二年に至りてはじめて典設局と改稱せられ、爾來典設局の名を以て終始したる如くにも見ゆる。然
れども『通典』、『大唐六典』何れも未だ細を盡さざるものゝ如く、『唐會要』卷六十七、左春坊の條に典設
局と題して

典設局。武德令爲濟司局。典設郎。爲太子齋郎。

とあれば、此の遺文の齋帥局に對比すべき『大唐六典』の典設局は『武德令』にては濟司局と稱したる
を知るべく、乃ち貞觀十一年に『貞觀令』の發布せらるゝ迄は濟司局であつた譯である。然れば此の遺
文所見の齋帥局は理論上、唐の武德年間までは遡り得ざる譯で、少くとも貞觀十一年以後の名稱と見

なければならず、而して龍朔二年には典設局と改稱せられたのであるから、齋帥局の名の見ゆる此の遺文の制は、決して『武徳令』ではない。尙ほ私の目睹したる浙江書局刻本、戴穗孫、鄒在寅、姚娘の三氏同校の『通典』にては齋帥を齋師に作れる場合が多いが、之は齋帥であつて、此の殘簡にも明に齋帥局とある、然れば齋帥局の名稱よりすれば、此の遺文の制は、貞觀十一年（西曆六三七年）より龍朔二年（西曆六六二年）に至る間の『貞觀令』か『永徽令』かの遺文に相違ないと推察せられる。

『第壹斷簡』所見の齋帥局の次の斷爛破損の個所は『大唐六典』卷二十六に準據して推定すれば、宮門局、太子右春坊、即ち唐初の舊稱を以て謂へば客門局、太子右庶子及び太子中舍人、太子通事舍人、太子内坊の各條あたりに對比せらるべきものならむが、斷爛破損せる爲に其の確實なることを斷言することが出来ぬ。然れども此の推定に大過無からむことは、斷爛の個所に點々遺存せる諸官名の中に中舍人二人、通事舍人八人、典謁廿一人、導客舍人、閣師六人、内給使等の官職名の見ゆるに徴して略ぼ明なるべく、中舍人二人は『大唐六典』卷二十六の太子中舍人二人、正五品上の條に、通事舍人八人はその太子通事舍人八人、正七品下の條に相應じ、其の他は概ねその太子内坊の條に對比せられる。太子内坊の條に閣師、給使など見ゆるは、此の斷簡の閣師、内給使と脈絡を有するに相違ない。此の中、此の遺文の官制の隋代迄遡るべきものなるや否やを知る上に於て最も肝要なるものは太子中舍人と太子通事舍人との名稱である。

〔太子〕中舍人。第壹斷は『大唐六典』卷二十六に據れば
簡所見

太子中舍人。本漢魏太子舍人也。晉惠帝在儲宮。以舍人四人有文學才美者。與中庶子共理文書。

至咸寧二年。齊王攸爲太傅。遂加名爲中舍人。位叙同尙書郎。其後資漸高。擬黃門侍郎。班同門大夫。……宋有四人。齊有一人。梁有四人。高功一人。與中庶子祭酒。共掌其坊之禁令。班第八。

正六品。陳因之。後魏第五品上。北齊門下坊有四人。品同後魏。隋改爲太子內舍人。四人。正五品上。煬帝減二人。皇朝復爲中舍人。職擬中書侍郎。

とある。之によれば隋一代を通じて常に太子內舍人と稱し、唐に入りて太子中舍人と改められたものらしい。尙ほ『新唐書』百官志、第三十九上の通事舍人の條下の註に據れば次の如く

隋內舍人。隸典書坊。武德初。改曰中舍人。

とあれば、太子內舍人は隋制で、太子中舍人の唐制なること動かすべからざることである。然れば中舍人の名稱のみより觀ても此等の遺文に見ゆる官制の存在の時代的最上限度は唐の武德の初に在ることが明で、斷じて隋代には遡り得ぬ譯である。

尙注意すべきことは唐代に於ける中舍人の官稱の沿革變遷である。右に掲げたる『大唐六典』の記載に依れば、武德の初より唐一代を通じて、中舍人の名は變更無かりしものゝ如くに見ゆるが、實は然るには非ざるものゝ如く、『通典』卷三十、中舍人の條には

中舍人。晋威寧初。置中舍人四人。……宋亦四人。齊有一人。梁時功高者一人。與中庶子祭酒。共掌其坊之禁令。陳因之。後魏北齊並有之。隋曰內舍人。四員屬門下坊。煬帝減二人。大唐中舍人二員。掌侍從令書奏疏通判事擬中書侍郎。永徽三年。以皇太子諱忠。改爲內舍人。太子遜位而官復舊。或謂之太子中書舍人

とあれば隋一代は內舍人、唐初より中舍人となり、間もなく皇太子の陳王忠の諱を避けて、內舍人と稱し、次で中舍人に復したるらしく、宋の王溥の『唐會要』卷六十七、左春坊の條によれば

中允。武徳初爲內允。三年三月十日。改中允。又隸門下坊。永徽三年八月二十日。又避皇太子諱。改爲內允。中舍人改爲內舍人。顯慶元年太子廢。復爲中允。

とあれば、隋一代は內舍人、唐に入りて中舍人と改稱せられ、高宗の永徽三年(西曆六五二年)八月二十日より顯慶元年(西曆六五六年)正月皇太子陳王忠の廢せられるまでは諱を避けて內舍人と稱し、顯慶元年二月以後は再び中舍人と稱せられたらしい。然れば此の遺文所見の中舍人の稱は唐初より永徽三年八月二十日に至る迄の間ものか、或は顯慶元年二月以後のものであらねばならぬ。然るに前に指摘したる典膳監、藥藏監、內直監等の稱は何れも龍朔二年以前の稱で、而も齋帥局は貞觀十一年以後の稱なれば、中舍人と典膳監、藥藏監、內直監、齋帥局との稱が同時並立存在し得る期間は、貞觀十一年正月より永徽三年八月に至る約十六年間と、顯慶元年二月より龍朔二年に至る約七年間との

二期間のみしか無い譯で、それ以外の期間にては此等諸官名の並立存在が齟齬矛盾を生ずる。太子文學の官の存在につき之を龍朔三年の創置と見れば典膳監、藥藏監同様の事情で、右の兩期間説が成立し得るが、『大唐六典』の説の如く太子文學の創置を顯慶年間と見れば、此の遺文の制は顯慶龍朔の間の數年間、今少しく嚴密に謂へば顯慶の初頃の一、二年間のものよりか、寧ろ貞觀十一年正月以後永徽三年八月に至る期間のものとして觀る方が有力なる譯となると思はれる。中舍人の官名より此の遺文が隋制に非ざることは極めて明確であると同時に、唐制とはいへ、貞觀十一年正月以後のもので、他の官名と互稽參審すれば如何しても『貞觀令』か、『永徽令』かのものでなければならぬこととなるのである。

〔太子〕通事舍人第壹斷簡所見は『大唐六典』卷二十六には

齋職儀。中庶子下有門下通事守舍人四人。三品勳祿叙。武冠朱服。又庶子下有內典書通事舍人二人。品服同舍人。擬中書通事舍人。掌宣傳令書內外啓奏。梁中庶子有通事舍人。又庶子下通事舍人二人。視南臺御史。並一班。從九品。陳因之。北齊門下坊有通事守舍人四人。隋典書坊有通事舍人八人。正七品下。煬帝改太子通事舍人。爲宣令舍人。皇朝復爲通事舍人。

とあり、『通典』卷三十にも同じことが傳へられて居るから、隋の煬帝の改稱以來は隋末まで宣令舍人と稱し、唐朝と爲りて〔太子〕通事舍人と復名せられたるもの、これ亦〔太子〕中舍人の名稱に於ける

と同様、此等遺文の官制が隋制に非ざることを雄辯に自證せる譯にして、結局太子通事舍人の名稱のみよりすれば、此等の遺文の制は唐の武徳の初以後のものなることを知り得るのである。

右に指摘したる九種の考據に徴すれば、『第壹斷簡』所見の官制は唐の貞觀十一年正月より永徽三年八月に至る期間か、顯慶元年二月より龍朔二年の改稱に至る期間か、二者の中何れかの期間のものなることが知れる。

『第貳斷簡』以下は其の紙質、其の筆致が『第壹斷簡』と等しく、且つ『大唐六典』に對比しても順序よく對比し得るなれば、恐くは本來『第壹斷簡』と一卷を爲せしものであらうから、特に研究を加へる必要も無さそうであるが、斯く考察することは單に常識皮相的で、筆致や紙質が等しくとも、共に一卷たりし確證は無いのであるから、學問的研究を爲すといふ立脚地より順次考覈を加へることとする。

副率二人第二斷簡所見は『大唐六典』卷二十八の太子左右衛率府の副率二人に對照すべきか、太子左右清道帥府の副率二人に對比すべきものなるか、明かでないが、假に前者なりとすれば、『大唐六典』卷二十八に隋文帝置。煬帝改爲左右侍副率。皇朝復爲左右衛副率。龍朔咸亨。隨衛改復。

とあり、『通典』卷三十、左右衛率府の條には

後魏曰左右衛率。北齊謂之左右衛率坊。……隋曰左右率。兼有副率二人。煬帝改左右衛率爲左右侍率。兼置副率二人。大唐爲左右衛率府。龍朔二年改其府爲左右典戎衛。咸亨元年復舊。

とあり、『唐會要』卷七十一、東宮諸衛の條の左右衛率府の項にも龍朔二年二月四日に左右衛率府を左右典戎衛とし、咸亨元年十二月十四日舊に復すとあれば、左右衛率府の名稱は、唐初より龍朔二年(西曆六六二年)二月初迄と、咸亨元年(西曆六七〇年)十二月中旬以後とにか存在せざる譯なれば、以て其の隋制に非ざることが知れる。矧んや『第壹斷簡』に太子文學の無きことや、典膳監、藥藏監、内直監、齋帥局の官名あるより觀て、その咸亨元年十二月中旬以後のものならざることの明確なるをやである。然れば左右衛率府の名稱のみより謂へば、此の斷簡の制は、先づ唐初より龍朔二年二月上旬頃までのものと解せらるべきである。若しこれを太子左右清道帥府の副率二人なりとすれば『大唐六典』卷二十八に

隋文帝置左右虞候。各開府一人。掌斥候非違。……煬帝改爲左右虞候率。又各置二人。皇朝因之。龍朔二年改爲左右清道衛。

とあり、『通典』卷三十、左右清道率府の條には

隋左右虞候。各置開府一人。……煬帝改開府爲左右虞候。並置副率二人。大唐爲左右虞候率府。……龍朔二年改爲左右清道衛。

とあり、之が咸亨以後虞候と改められ、中宗の神龍元年(西曆七〇五年)以後左右清道率府と改められしこと『唐會要』卷七十一、東宮諸衛の條の語れる所なれば、隋制では左右虞候、唐初の制では佐

右虞候率府にして、以てその隋制と唐初制と稱呼を異にせしことが知れる。その何れの副率二人なるか不明なるが、何れにしても此の遺文の斷爛の個所には隋制ならざる府稱が存したものと思はれる。
〔太子〕左右宗衛率府第二斷は『第貳斷簡』の末行に見ゆるものである。末行には率府左宗衛率府准此とあれば之は太子左右宗衛率府の條たること疑を容れぬ。之は『大唐六典』卷二十八、『新唐書』百官志の太子左右司禦率府に對比すべきもので、『大唐六典』には。

隋文帝置左右宗衛、率各一人。副率二人。掌領宗人侍衛。職擬左右領軍將軍。加置行參軍二人。煬帝改爲左右武侍率。皇朝復爲左右宗衛。龍朔二年改爲左右司禦衛率府。神龍初又爲宗衛。開元初復爲左右司禦率衛〔府カ〕。

とあり、『通典』卷三十、左右司禦率府の條にも

煬帝改爲左右武侍率。大唐復爲左右宗衛率府。龍朔二年改爲左右司禦衛。後改衛爲率府。

とあれば、此の遺文に〔太子〕左右宗衛率府とあるは、唐初以後、龍朔二年改稱以前の稱呼である。以上指摘したる二種の考據より論ずれば、此の『第貳斷簡』所見の制は唐初より龍朔二年改稱に至る期間のものと同観なければならぬ。嚴密に謂へば武德七年以後、龍朔二年改稱時まで、あらう。

〔太子〕左右監門率府第三斷は『大唐六典』卷二十八、『新唐書』百官志にも見える。『第參斷簡』にては左監□□府右監門率府准此とあれば、その〔太子〕左右監門率府たること疑を容れぬ。此の名稱は『大唐六典』

卷二十八に

隋文帝置左右監門率各一人。副率二人。……煬帝改爲左右監門將軍。……皇朝復改爲監門率。龍朔二年改爲左右從掖衛。咸亨復舊。垂拱中改鸞禁衛。神龍初復舊。

とあり、『通典』『唐會要』にも同じことが傳へられて居るから、「太子」左右監門率府の名稱の唐初に於ける存在は、唐初より龍朔二年改稱までの間で、此の稱呼より見ても、之が隋制ならざること甚だ明である。咸亨以後のものでないことは論ずる迄もないことで、若し然りとすれば司經局に太子文學の官の無いことや、典膳、藥藏、內直諸監の名の存在などが矛盾を生じて來る。

左右監門率第三斷簡所見は前掲の『大唐六典』の文の示す通り、隋の煬帝時代は左右監門將軍で、唐に入りて左右監門率と改められ、龍朔以後再び改稱されたのであるから、此の遺文に「太子」左右監門率とあるは、その唐初以後、龍朔改稱以前の官制を記したるものと謂はなければならぬ。

〔太子〕左右內率府第三斷簡所見は『大唐六典』卷二十八、『新唐書』百官志上に於ても同名稱であるが、『大唐六典』に據れば

隋文帝置左右率副率。領東宮千牛備身侍奉之事。職擬千牛將。其下備身有千牛備身八人。掌執千牛刀。備身左右十六人。掌供奉弓箭。備身二十人。掌宿衛侍從。煬帝降內率。爲正五品。皇朝因之。加至四品上。龍朔二年改爲左右奉御率。神龍初復舊。

とあり、『通典』卷三十、左右内率府の條には

隋置左右率。副率各一人。……大唐爲左右内率府。龍朔二年改爲左右奉裕衛。咸亨初復舊。

とある。龍朔改稱後の名は『大唐六典』と『通典』と説を異にせるが茲では問題とならず、結局隋の文帝時代は〔太子〕左右率府、煬帝時代以後は〔太子〕左右内率府、唐の高宗の龍朔二年（西曆六六二年）以後は〔太子〕左右奉御率府、或は〔太子〕左右奉裕衛、咸亨以後は〔太子〕左右内率府、中宗の神龍年間（西曆七〇五—七〇六年）以後も〔太子〕左右内率府と稱せられた譯であるから、遺文所見の〔太子〕左右内率府の稱は咸亨以後の稱たる筈はないので、之は如何しても隋の煬帝以後、唐の高宗の龍朔改稱以前の名稱でなければならぬ。況んや神龍以後のもでないことは、此等の遺文の中の他の官名に、鎧曹參軍等一二を除けば、神龍以後に創稱或は復舊せられたるものが見當らぬからである。

鎧曹參軍第三斷簡所見の名稱は此の遺文に習見するが、之は『大唐六典』に習見する冑曹參軍に該當するもので、『大唐六典』卷二十八、太子左右衛率府の條の冑曹參軍の箇所に

隋置爲鎧曹。皇朝因之。長安中改爲冑曹參軍。神龍初復爲鎧曹。太極中又爲冑曹。

とあれば、鎧曹參軍の名は隋代に創まり、則天武后の長安年間即ち中宗の嗣聖十八年（西曆七〇一年）より同二十一年（西曆七〇四年）に至る間までの期間と、中宗の神龍（西曆七〇五年—七〇六年）の初より睿宗の太極元年（西曆七二二年）に至るまでの期間との二期間のみに存在したる官名である。

此の遺文の官制が神龍以後のものたらざることには前に屢々證明せる通なれば、此の鎧曹參軍が隋代以來、中宗の嗣聖十八年乃至同二十一年に至るまでの間のものなること喋々を要せず、而して他の諸官職名稱が概して高宗の龍朔二年改稱以前のものたる以上は、此の鎧曹參軍も龍朔二年以前に遡らしめなければならぬ。前に論ずる通り、『第壹斷簡』所見の司經局の職員の中に太子文學の官無くして『第壹斷簡』の制が顯慶龍朔年間を下らざることの明なるに參稽互審すれば、鎧曹參軍に繞はる些末なる疑問の如きは一掃せれて餘ありと謂はなければならず、此の遺文の鎧曹參軍は斷じて中宗の神龍以後より睿宗の太極元年以前の間のものたる筈はない。

親王府第三斷所見は『大唐六典』卷二十九の親王府、『新唐書』百官志下の王府官の條に對比すべきものである。

師一人第三斷所見は『大唐六典』卷二十九には傅一人と爲つて居るが、其の沿革は

漢高祖初置。諸侯王有太傅。輔導王。後漢書傅秩二千石。魏晉因之。宋齊梁陳皆爲師。後魏始藩王二藩王三藩王各有師傅。北齊唯置師。隋皇叔昆弟皇子爲親王者置師。皇朝因之。開元初改爲傅。

とあり、『通典』卷三十一、歷代王侯封爵公主并官屬附の條の唐の箇所には

親王府。置傅一人師範輔導。參議可否。初置王師。景雲二年改爲傅。

とあり、『唐會要』卷六十七、王府官の條にも

武徳令。師一人。景雲二年十一月十九日改爲傅。開元二年九月六日省。已後復置。

とあれば、此の師は宋齊梁陳以來の舊制にして唐も之を襲ひ、睿宗の景雲二年（西曆七十二年）十一月十九日以後、傅と改稱せられ、開元二年九月に省かれて、其の後復た設けられた官で、乃ち『大唐六典』には傅一人と爲つて居る。然れば師一人の官名のみより觀れば、景雲二年以前何代まで遡らしむべきものなるかは不明で、甚だ邈然として居るが、同じ『第參斷簡』に見ゆる〔太子〕左右監門率府、左右監門率、〔太子〕左右內率府の沿革に徴すれば、此の師一人の制は、唐初より龍朔二年改稱に至る迄の期間のものとして解釋せなければならぬ。

叙上五種の考據より論ずれば、此の『第參斷簡』所見の制は、唐初より龍朔二年改稱に至る迄の期間のものとして判定せなければならぬ。

倉○參○軍○事○二○人、兵○曹○參○軍○事○二○人第四斷簡所見の見ゆる『第四斷簡』は『第參斷簡』に聯續すべきこと明確なるものなれば、更めて論ずる迄もないが、序ながら論及すれば、此の二官は『大唐六典』卷二十九にては定員一人とあり、『新唐書』百官志下にも各一人とある。『大唐六典』卷二十九に據れば

漢魏晉宋齊梁倉曹參軍。隋親王嗣王府有倉曹參軍。煬帝改爲倉曹書佐。皇朝復爲倉曹參軍。」

梁陳王府有中兵曹參軍。中直兵曹參軍各一人。後魏有皇子府中兵參軍。始藩王二藩王有兵曹參軍。

北齊皇子府有中兵外兵參軍。隋親王嗣王府有兵曹參軍。煬帝改爲兵曹書佐。皇朝復爲兵曹參軍。」

とあれば、古くは討ぬるを須ひず、隋も煬帝以後はそれ／＼倉曹書佐、兵曹書佐と稱し、自然其の他の功曹參軍事、戶曹參軍事、騎曹參軍事、法曹參軍事、士曹參軍事もそれ／＼某曹書佐と稱し、參軍事は行書佐、行參軍は長兼行書佐と呼ばれた譯で、隋末まで隋の親王府の官には參軍事、或は參軍の稱は無い譯であるから、此の遺文の倉曹參軍事、兵曹參軍事等の官職名が隋の煬帝時代の舊制ならざることば甚だ明確なるのみならず、又隋の文帝以前に遡り得ざることば明確で、書佐の稱の廢せられて某曹參軍事と復名せられたるは唐朝に入りてのことなれば、此等の諸曹參軍事の稱呼は唐の武徳の初以後のもの、乃ち諸曹參軍事の名稱のみより觀れば、此の遺文の官制が唐の武徳の初以後のものたること瞭然たりと謂へる。而して其の某曹參軍事と稱するは唐一代を通じて變更せられざるなれば、其の時代的最下限の推定は甚だ困難なれども、此の遺文所見の倉曹參軍事、兵曹參軍事が開元以後にも降らざることば、此の斷簡に連續すべき『第參斷簡』所見の他の幾多の官職名の沿革經緯より觀ても明確なることで、如何に遅く降げても高宗の龍朔以後には求め得ない。

敘上甚だ冗長なる考證を縷述したるが、大體の根本方針として、四斷簡の各個に就きて考證を求めて個々別々に検討し、以て其の制の存在實施期間を考定せむとしたもので、結局通計拾八種の考證が指摘せられた。斷簡の個別的考定が終つた結果は、茲に更に綜合的に大觀考定せなければならぬ。之より綜合的に考論するに先ち一目瞭然たらしむべく、之を表として開列すれば左の如くである。

互る部分に順序よく對比し得られるのも當然であつたと思はれる。而して此の遺文所見の拾七種の官が同時に並立し得て而も太子文學の官の存在せざる期間を索むれば、(甲)は貞觀十一年正月より永徽三年八月迄の間、(乙)は顯慶元年二月より龍朔二年二月迄の間といふ二期間のみしかない。永徽三年八月より顯慶元年二月迄の間の如きは中舍人の官が存在し得なくなり、唐初より貞觀十一年正月迄の間の如きは齋帥局が存在し得なくなるなど、明瞭なる矛盾を生ずれば、如何しても右の(甲)(乙)二期間のみに限定せられる。而して(甲)の期間ならば拾六個年間にして、その初期に『貞觀令』、その後期に『永徽令』の行はれたる時代、(乙)の期間ならば七個年間にして『永徽令』の行はれたる時代である。然も若し『大唐六典』の説の如く太子文學の官の創置が顯慶年間に在りとすれば、(乙)の期間の成立し得るは顯慶元年二月よりその置かる迄の短期間となる。假に『通典』の説を是なりとして、太子文學の創置を龍朔三年としても(甲)(乙)の二期間より他に擬定すべき期間は無いのである。然らば(甲)の期間に擬すれば此の遺文の制は『貞觀令』か『永徽令』かであり、(乙)の期間に擬すれば『永徽令』であるが、而も此の遺文には書寫の年紀の徴すべきものも無ければ、書寫の年次に據りて此の東宮王府職員令が『貞觀令』の斷簡なるか、『永徽令』の斷簡なるかは之を判定することが出来ぬ。若し『貞觀令』『永徽令』の成書が現存して比較し得らるゝならば斯く研究に苦心する必要もないが、二者の逸亡せる今日にては、之を決定することは全く不可能な實情に在る。又此等拾七種の官名の中に永徽二年閏九月十四日以後にのみ存在する

といふものが有らば以てその『貞觀令』に非ざることを證明し得るも、斯くの如き官職名は不幸にして見當らず、齋帥局の名稱より觀てその『武德令』殘簡ならざることは斷言出来るも、結局これだけの官職名にては『貞觀令』殘簡とも『永徽令』殘簡とも觀得られるのである。假に(甲)の期間と判定されても、その『貞觀令』『永徽令』の何れなるかは依然として解決し得ない事情に在る。

大英博物館所藏の『燉煌出土唐代職員令斷簡』が貞觀又は永徽のものとして推定せられて而も確實にはその『武德令』の斷簡なるか、將た『貞觀令』『永徽令』の斷簡なるか、未だ學問的に立證決定し得ざる事情と、茲に私が遭逢せる事情とは正しく同じものである。即ち大英博物館所藏の斷簡は王國維の『觀堂集林』卷二十一の『唐寫本殘職官書跋』にては先づ隋令に非ずして開元以前の唐令殘簡なりと考定し、進んで『武德令』の殘簡かと謂ふに對し、法學博士瀧川政次郎氏の『律令の研究』の『西域出土の唐職官令斷片に就いて』の説にては、三師の官が三公と共に置かれしは貞觀六年にして『貞觀令』に於てはじめて規定されたるものなれば、此の殘簡が『武德令』たるべき筈がなく、貞觀六年以後、永淳以前の間のものたる筈にして、蓋し貞觀、永徽、麟德、儀鳳の四令中の一ならむと謂はれ、之に對して法學士仁井田陞氏は『唐令拾遺』序說第二に於て、永淳以後も出閣と開府とは伴へる現象なる故、之によりて永淳以前のものとして決定し難きことを論せられて暫く『貞觀令』以後、開元初年以前の令と考へると謂はれて居る。之は恰も入室を禁せられて、室外を巡歩しながら帷幕を隔て、室内に坐する男女年齢の如何を推定す

るが如き事情に在る爲に、大體は決定的結果に近接しながら、而も酌中することを得ない状態に在る。私の今の場合も亦全く之と同様で、其の内容より検討する結果は、大體より謂へば貞觀十一年正月以後、龍朔二年二月以前の間の制で、今少しく嚴密に謂へば貞觀十一年正月以後、永徽三年八月迄の間か、顯慶元年二月より龍朔二年二月迄の間か、此の兩者の中の一期間のものたることは明確なのであるが、さて、『貞觀令』の殘簡なるか『永徽令』のそれなるかは判定し難いのである。

然らば私が新發見の唐令の一遺文として茲に之を學界に紹介し、且つ聊か考證を試みても、その『貞觀令』殘簡なるか『永徽令』殘簡なるかが學問的科學的に立證決定し得られざる限は私が折角本編を起草したる效用も尠少であり、又此の唐令殘簡が極めて貴重すべき唐鈔本でありながらその稀觀なる史料としての價值も大に賤しくなる譯で、これでは龍を畫いて遂に睛を點じ得ざりしが如き憾あるを感せざるを得ない。仍つて私は更に一步を進めて考證を明示し、以て之が『貞觀令』殘簡には非ずして、實に今や何人も殆んど全くその殘簡の遺存することを豫期だにせざりし貴重なる『永徽令』の殘簡ならむことを立證決定したいと思ふ。